

相続に関するお悩みは ございませんか？

避けては通れない相続のこと。
不動産に関するお悩みやお客様のご事情はさまざまです。
下記のような、お困り事のご相談を承ります。



お悩み
1

相続した不動産に
ついて相談したい。

- 相続した不動産を売却する際の税金は？
控除の特例などあるのだろうか？
- 相続した不動産を売却して複数の
相続人で円滑に分配したい。
- 相続した不動産の有効な活用方法は？
それとも売却の方が良い？
- 手間なく至急売却したい。



お悩み
1

今後の為に
相続対策を考えたい。

- 相続の手続きや準備など、
何から始めたら良いか分からない。
- 残された家族間でトラブルに
ならないようにしたい。
- 将来に向けて、所有している不動産の
現段階での価値をまず知っておきたい。
- 相続税を軽減したい。



不動産に関するご相談は『**阪急阪神の仲介**』へ
お気軽にご連絡ください。

まずは!**無料査定**をご依頼いただき、ご所有不動産の「**現在の価値**」をお確かめください。